



産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

【免除期間】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【対象者】

「国民年金第1号被保険者」の方。

【添付書類】

○出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など。

○出産後に届書の提出をする場合：出産日は村で確認できるため、原則不要。

※本人確認書類が必要となります。（マイナンバーカード、運転免許証など）

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

【届出先】

役場住民生活課住民係

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金保険料（月額16,540円）に加えて、付加保険料（月額400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、役場国民年金担当またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤

国民健康保険税(第7期)、後期高齢者医療保険料(第4期)の納期は、

2月1日(月)です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受け付けています。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。